

令和 2 年第 1 回

小松市議会定例会議案

令和 2 年 (2020 年) 2 月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第10号	令和元年度小松市一般会計補正予算(第4号)……………	1
議案第11号	令和元年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)……………	11
議案第12号	令和元年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)……………	13
議案第13号	令和元年度小松市公債管理特別会計補正予算(第1号)……………	17
議案第14号	令和元年度小松市産業団地事業特別会計補正予算(第3号)……………	21
議案第15号	令和元年度小松市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)……………	27
議案第16号	令和元年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第2号)……………	31
議案第17号	小松市部設置条例の一部を改正する条例について……………	33
議案第18号	小松市音楽賞条例について……………	37
議案第19号	「安宅の関」こまつ勸進帳の里条例について……………	39
議案第20号	小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正 する条例について……………	45
議案第21号	小松市立博物館・美術館設置条例について……………	47
議案第22号	小松市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について……………	53
議案第23号	せせらぎの郷条例の一部を改正する条例について……………	55
議案第24号	小松市営住宅条例の一部を改正する条例について……………	57
議案第25号	小松市監査委員条例の一部を改正する条例について……………	59
議案第26号	小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい て……………	61
議案第27号	小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につい て……………	63
議案第28号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部 を改正する条例について……………	65
議案第29号	小松市手数料条例の一部を改正する条例について……………	67
議案第30号	小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につい	

て.....	71
議案第31号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について.....	73
議案第32号 小松市介護保険条例及び小松市後期高齢者医療に関する条例の一部を 改正する条例について.....	75
議案第33号 小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例について...	79
議案第34号 財産の出資について.....	81
議案第35号 公立大学法人公立小松大学定款の変更について.....	83
議案第36号 南加賀広域圏事務組合規約の変更について.....	85
議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について.....	87
議案第38号 指定管理者の指定について.....	91
議案第39号 市道路線の廃止について.....	93
報告第1号 専決処分の報告について.....	95

議案第10号

令和元年度小松市一般会計補正予算 (第4号)

令和元年度小松市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,275,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,714,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	16,720,000	△140,000	16,580,000
	1 市民税	8,000,000	△270,000	7,730,000
	2 固定資産税	6,790,000	130,000	6,920,000
11	地方特例交付金	537,000	△330,000	207,000
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	440,000	△330,000	110,000
14	分担金及び負担金	194,528	△7,000	187,528
	1 分担金	60,382	△2,000	58,382
	2 負担金	134,146	△5,000	129,146
16	国庫支出金	7,199,310	681,373	7,880,683
	1 国庫負担金	4,634,618	307,286	4,941,904
	2 国庫補助金	2,518,525	372,596	2,891,121
	3 国庫委託金	46,167	1,491	47,658
17	県支出金	3,233,251	188,611	3,421,862
	1 県負担金	2,110,523	154,469	2,264,992
	2 県補助金	850,256	34,142	884,398
19	寄附金	249,426	82,134	331,560
	1 寄附金	249,426	82,134	331,560
20	繰入金	961,002	22,300	983,302
	1 基金繰入金	961,002	22,300	983,302
21	繰越金	88,106	48,482	136,588
	1 繰越金	88,106	48,482	136,588
22	諸収入	584,639	△19,300	565,339
	3 貸付金元利収入	150,177	△77,000	73,177
	4 雑入	394,366	57,700	452,066
23	市債	5,203,600	748,900	5,952,500
	1 市債	5,203,600	748,900	5,952,500

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	歳 入 合 計	45,438,640	1,275,500	46,714,140

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,772,652	96,590	3,869,242
	1 総務管理費	3,081,493	103,590	3,185,083
	4 選挙費	143,958	△7,000	136,958
3	民生費	15,498,029	250,215	15,748,244
	1 社会福祉費	6,931,825	119,763	7,051,588
	2 児童福祉費	7,688,357	97,100	7,785,457
	3 生活保護費	877,847	33,352	911,199
4	衛生費	2,750,339	0	2,750,339
	1 保健衛生費	875,696	0	875,696
	2 環境対策費	1,183,197	0	1,183,197
6	農林水産業費	1,262,871	7,600	1,270,471
	1 農業費	919,623	△30,000	889,623
	2 林業費	300,943	43,600	344,543
	3 水産業費	42,305	△6,000	36,305
7	商工費	1,333,916	△74,700	1,259,216
	1 商工費	1,333,916	△74,700	1,259,216
8	土木費	6,361,855	225,000	6,586,855
	2 道路橋りょう費	1,395,609	25,000	1,420,609
	4 都市計画費	1,536,570	200,000	1,736,570
	6 飛行場費	620,414	0	620,414
9	消防費	1,217,870	1,000	1,218,870
	1 消防費	1,217,870	1,000	1,218,870
10	教育費	6,978,851	788,795	7,767,646
	1 教育総務費	750,244	295,000	1,045,244
	2 小学校費	1,123,875	468,900	1,592,775
	4 高等学校費	514,300	11,000	525,300

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	5 社会教育費	1,424,431	13,895	1,438,326
	7 大学費	1,979,985	0	1,979,985
12	公債費	5,887,400	△19,000	5,868,400
	1 公債費	5,887,400	△19,000	5,868,400
歳 出 合 計		45,438,640	1,275,500	46,714,140

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
4. 衛生費	2. 環境対策費	リサイクルセンター・最終処分場管理運営費	14,300
		一般経費（ごみ処理対策費）	2,310
		小松加賀衛生センターし尿処理施設改築負担金	3,765
6. 農林水産業費	1. 農業費	県営土地改良費負担金	48,000
		土地改良施設維持管理適正化費	4,800
	2. 林業費	林道整備費	13,774
		県営広域基幹林道整備費負担金	11,726
		北谷線開設費	55,000
		林業専用道開設費	9,022
7. 商工費	1. 商工費	遊泉寺銅山跡整備費	11,380
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路整備費	777
		橋りょう改修等整備費	138,000
		消雪施設整備費	52,000
		交通安全施設整備費	5,500
		通学路整備費	14,000
	3. 河川費	都市排水路整備費	10,800
	4. 都市計画費	都市計画調査費	4,000
		小松駅ターミナルプラン推進費	18,000
		北国街道無電柱化整備費	187,700
		（仮称）栗津温泉交流広場整備費	9,500
		幸八幡線整備費	202,900

(単位千円)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	4. 都市計画費	今江春日神社線外1路線整備費	6,900
		フローラルこまつ推進費	8,000
		安宅公園リニューアル整備費	11,800
		安宅新地区土地区画整理費	11,500
10. 教育費	1. 教育総務費	I C T教育環境推進費	295,000
	2. 小学校費	小学校校舎等改修費	219,200
		松東みどり学園整備費	249,700
	3. 中学校費	中学校校舎等改修費	230
	4. 高等学校費	市立高校改修費	11,000
	5. 社会教育費	加賀国府こまつ歴史再発見費	1,870
		ひととものづくり科学館魅力アップ費	10,000

第3表 地方債補正

(追 加)

(単位千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
フローラル こまつ推進費	12,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
I C T 教育 環境推進費	152,500			
計	164,800			

(変 更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
私 立 認 定 こども園・施設 整備費	42,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	35,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
県 営 土 地 改良費	182,200				171,500			
水 利 施 設 改修費	6,400				5,600			
県営広域基幹 林道整備費	9,900				17,400			
北谷線開設費	23,900				37,000			
安 宅 の 関 整備費	17,100				24,700			
江戸古民家 の里創生費	47,700				54,900			
ス キ ー 場 整備費	281,900				288,600			
道路橋りょう 整備費	453,200				466,700			
小 松 駅 ターミナル プラン推進費	8,900				11,300			
北 国 街 道 無電柱化 整備費	153,400				169,800			

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
街 路 整 備 費	128,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	228,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
公 園 施 設 リニューアル費	12,600				12,700			
安 宅 公 園 リニューアル 整 備 費	7,300				7,900			
学 習 等 供 用 施設建設費	42,300				2,300			
基 地 周 辺 道路整備費	58,500				12,000			
救 急 業 務 高度化推進費	6,000				8,500			
防災行政無線 運 営 費	3,800				300			
急傾斜地崩壊 対 策 費	2,100				2,600			
小学校校舎等 改 修 費	111,300				265,300			
松東みどり学園 整 備 費	323,700				539,100			
市 立 高 校 改 修 費	33,200				38,700			
減収補填債	200,000				340,000			
計	5,203,600				5,787,700			

議案第11号

令和元年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 886,565	千円 0	千円 886,565
	1 一般会計繰入金	688,331	16,281	704,612
	2 基金繰入金	198,234	△16,281	181,953
歳 入 合 計		10,510,063	0	10,510,063

議案第12号

令和元年度小松市介護保険事業特別会 計補正予算（第3号）

令和元年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,946,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	介護保険料	2,358,000	△9,000	2,349,000
	1 介護保険料	2,358,000	△9,000	2,349,000
3	国庫支出金	2,196,219	△66,000	2,130,219
	1 国庫負担金	1,681,001	△51,000	1,630,001
	2 国庫補助金	515,218	△15,000	500,218
4	支払基金交付金	2,614,176	△70,000	2,544,176
	1 支払基金交付金	2,614,176	△70,000	2,544,176
5	県支出金	1,453,110	△30,000	1,423,110
	1 県負担金	1,373,676	△30,000	1,343,676
7	繰入金	1,443,445	△25,000	1,418,445
	1 一般会計繰入金	1,443,445	△25,000	1,418,445
歳 入 合 計		10,146,772	△200,000	9,946,772

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	9,399,000	△200,000	9,199,000
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	9,392,000	△200,000	9,192,000
	歳 出 合 計	10,146,772	△200,000	9,946,772

議案第13号

令和元年度小松市公債管理特別会計補 正予算（第1号）

令和元年度小松市の公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,240,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	5,884,400	△17,000	5,867,400
	1 一般会計繰入金	5,884,400	△17,000	5,867,400
2	市債	3,116,100	257,400	3,373,500
	1 市債	3,116,100	257,400	3,373,500
歳 入 合 計		9,000,500	240,400	9,240,900

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	9,000,500	240,400	9,240,900
	1 公債費	9,000,500	240,400	9,240,900
歳 出 合 計		9,000,500	240,400	9,240,900

第2表 地方債補正

(変 更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法
公 債 管 理 借 換 債	3,116,100	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	3,373,500	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
計	3,116,100				3,373,500			

議案第14号

令和元年度小松市産業団地事業特別会 計補正予算（第3号）

令和元年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ370,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	310,000	△310,000	0
	1 財産売払収入	310,000	△310,000	0
2	市債	281,500	△61,500	220,000
	1 市債	281,500	△61,500	220,000
3	繰入金	0	1,500	1,500
	1 一般会計繰入金	0	1,500	1,500
歳 入 合 計		591,500	△370,000	221,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	産業団地造成費	61,500	△61,500	0
	1 団地造成費	61,500	△61,500	0
2	公債費	310,000	△308,500	1,500
	1 公債費	310,000	△308,500	1,500
歳 出 合 計		591,500	△370,000	221,500

第 2 表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
3. 土地区画整理費	1. 土地区画整理費	安宅新地区土地区画整理費	66,000

第3表 地方債補正

(変 更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
道 路 整 備 費	61,500	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	—	—	—	—
計	281,500				220,000			

令和元年度小松市後期高齢者医療特別
会計補正予算（第2号）

令和元年度小松市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,731千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,570,994千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	1,131,000	7,000	1,138,000
	1 後期高齢者医療保険料	1,131,000	7,000	1,138,000
3	繰入金	338,428	5,731	344,159
	1 一般会計繰入金	338,428	5,731	344,159
歳 入 合 計		1,558,263	12,731	1,570,994

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,467,498	12,731	1,480,229
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,467,498	12,731	1,480,229
	歳 出 合 計	1,558,263	12,731	1,570,994

議案第16号

令和元年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和元年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	8,410,000千円	250,000千円	8,660,000千円
第1項 医業収益	7,703,837千円	250,000千円	7,953,837千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	8,360,000千円	250,000千円	8,610,000千円
第1項 医業費用	8,284,133千円	250,000千円	8,534,133千円

小松市部設置条例の一部を改正する条例について

小松市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市部設置条例の一部を改正する条例

小松市部設置条例（昭和55年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第１条中「総合政策部
行政管理部
市民共創部」を「総合政策部
市民共創部」に改める。

第2条の表中

「	(3) 空港の利活用に関する事。 (4) 情報政策に関する事。 (5) 職員の人事及び福利厚生に関する事。 (6) 議会及び財政全般に関する事。 (7) 広報及び広聴に関する事。 (8) 秘書及び褒賞に関する事。	」を
---	---	----

「	(3) 基地及び空港に関すること。 (4) 例規、文書及び統計に関すること。 (5) 市有財産及び契約に関すること。 (6) 工事の検査及び技術に関すること。 (7) 情報政策に関すること。 (8) 職員の人事及び福利厚生に関すること。 (9) 議会及び財政全般に関すること。
---	--

	(10) 広報及び広聴に関すること。 (11) 秘書及び褒賞に関すること。 (12) その他他の部の所管に属さないこと。	」に
--	--	----

改め、同表行政管理部の項を削り、同表中

「	(2) 総合窓口及び市民生活に関すること。 (3) 多文化共生に関すること。 (4) 子育て支援に関すること。 (5) 市民協働全般に関すること。 (6) 男女共同参画に関すること。 (7) 生涯学習に関すること。	」を
---	--	----

「	(2) 総合窓口に関すること。 (3) 国民健康保険及び国民年金に関すること。 (4) 高齢者医療に関すること。 (5) 防災及び災害対策に関すること。 (6) 市民協働全般に関すること。 (7) 多文化共生に関すること。 (8) 男女共同参画に関すること。 (9) 生涯学習に関すること。 (10) 税及び保険料の賦課及び徴収に関すること。	」に、
---	---	-----

「																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「	予防先進部	(1) 市民生活に関すること。 (2) 子育て支援に関すること。 (3) 保健衛生及び健康づくりに関すること。 (4) 介護保険に関すること。	」に
---	-------	--	----

改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議案第18号

小松市音楽賞条例について

小松市音楽賞条例を次のように制定する。

小松市音楽賞条例

人類は、太古の昔より、「音楽」に親しみ、暮らしの中に取り入れ、長く楽しみ、育んできました。

「音楽」のもたらす力が人々に様々な恩恵をもたらし、人の心を豊かにするとともに、人と人を繋げるコミュニケーションとして、また、心の調和をもたらすものとして、共生社会を追及していく現代においてはさらに大きな役割を果たしてきています。

私たち小松市民は、これまで先人が奏でてこられた「音楽」を楽しむとともに、末永く「音楽」に敬意を払い、次世代につなぐため、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、小松市に関わる人々の音楽活動について、その成績顕著にして有能な者、団体及び音楽文化の振興に功労があつた者に対して小松市音楽賞（以下「音楽賞」という。）を贈り、顕彰することで、ふるさとこまつ音楽文化の振興を図り、もって次世代へつなぐ人づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 「音楽」とは、邦楽、洋楽を問わず、歌、演奏、演舞などを総称したものである。

(授賞の対象)

第3条 音楽賞を受ける者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 小松市民又は小松市出身者
- (2) 小松市内の学校、企業又は音楽団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が表彰を適当と認めるもの
(授賞の決定及び方法)

第4条 音楽賞の授賞については、小松市音楽賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審議を経て、市長が決定する。

- 2 選考委員会の委員は、規則で定める者の中から市長が委嘱又は任命する。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

文化賞選考委員会委員	日額 7,200
小松市行政不服審査会委員	日額 7,200

」を

「

文化賞選考委員会委員	日額 7,200
音楽賞選考委員会委員	日額 7,200
小松市行政不服審査会委員	日額 7,200

」に

改める。

議案第19号

「安宅の関」こまつ勸進帳の里条例について

「安宅の関」こまつ勸進帳の里条例を次のように制定する。

「安宅の関」こまつ勸進帳の里条例

安宅の関は、歌舞伎「勸進帳」の舞台として知られ、私たち小松市民の中に弁慶・義経・富樫が体現した「智・仁・勇」の精神が今日まで受け継がれています。

また、太古の昔から交通の要地であった安宅湊は、かつて北前船の寄港地として繁栄し、北前船で運ばれた地元産品が小松の経済を支えるとともに、北前船が運んだ食や文化が小松のまちを育んできました。

日本海を望む壮大な自然に抱かれたこの地の歴史ものがたりは、地元の人々をはじめとする多くの人々によって大切に守られてきました。

私たちは、勸進帳のふるさとこまつが誇るこの貴重な財産を、市民のレガシーとして守り、継承していくとともに、「安宅の関」こまつ勸進帳の里の魅力を世界に発信するためにこの条例を制定します。

(趣旨)

第1条 この条例は、勸進帳のふるさとこまつを継承するとともに、世界に誇る歴史文化のまちとして発信するために、基本理念、市民及び市が担う役割、拠点施設の整備その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「安宅の関」こまつ勸進帳の里」とは、次のものをいう。

(1) 安宅の関跡その他の遺構及び文化財

- (2) 前号の遺構の周辺の松林，海浜その他の自然
 - (3) その他前2号に掲げるものに密接に関連するもの
- (基本理念)

第3条 基本理念は，次のとおりとする。

- (1) この条例に基づく諸活動は，これまで行われてきた活動を礎として，市民及び市の努力の下に実現されることを共通の理解として行われるものであること。
- (2) この条例に基づく諸活動は，国際都市こまつとしてその価値を世界に発信することを目標として行われるものであること。
- (3) この条例に基づく諸活動は，自発的意思の下に行われるものであって，前条各号の権利を有する者の権利を制限するものではないこと。

(市民の役割)

第4条 市民は，基本理念にのっとり，まちづくりを自らが担い手であるとの認識のもと，「安宅の関」こまつ勸進帳の里の歴史的価値について理解を深め，関係団体と相互協力し，及びその実現に努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は，基本理念にのっとり，「安宅の関」こまつ勸進帳の里の魅力づくりの推進を図るために必要な施策を策定するものとする。

- 2 市は，関係機関と連携し，来訪者のもてなしや施設等の適正な管理を行い，魅力ある観光拠点づくりに努めるものとする。

(施設の設置)

第6条 市は，地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき，小松市安宅町タ140番地4にこまつ勸進帳の里（以下「施設」という。）を設置する。

- 2 施設に，勸進帳ものがたり館，曳船展示室，安宅テラス，屋外デッキを置く。

(事業)

第7条 施設は，次の事業を行うものとする。

(1) 「安宅の関」こまつ勸進帳の里に関する歴史文化の発信

(2) 国内外にわたる多様な交流の促進

(3) その他第1条の目的の達成に必要な事業

(開館時間及び休館日)

第8条 施設の開館時間及び休館日は別表第1に定めるとおりとする。ただし、市長は、第6条第2項に規定する施設の区分ごとに別の供用時間を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間及び休館日を変更することができる。この場合において、市長は、その旨を掲示その他の方法により周知するものとする。

(観覧料)

第9条 勸進帳ものがたり館を利用しようとする者は、あらかじめ別表第2に定める観覧料を納付しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。

2 前項に規定する観覧料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を還付することができる。

(専用利用の承認)

第10条 別表第3に掲げる施設を専用利用（以下「専用利用」という。）しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認の際、必要な条件を付けることができる。

3 専用利用の期間は、引き続き30日を超えることはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、専用利用を承認しない。

5 市長は、第1項の規定により専用利用の承認を受けた者（以下「専用利用者」という。）に特別の理由があると認めるときは、専用利用の承認を取り消し、専用利用を停止し、又は専用利用の承認の条件を変更することができる。

(専用使用料等)

第11条 専用利用者は、別表第3に定める専用使用料及び別に定める附属設備使用料（以下「専用使用料等」という。）を、専用利用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、専用使用料等の全部又は一部を後納させることができる。

（専用利用権の譲渡等の禁止）

第12条 専用利用者は、専用利用の承認によって生じる権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（観覧料及び専用使用料等の減免）

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料及び専用使用料等を減免することができる。

（損害の賠償）

第14条 施設、設備及び器具等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失させた者は、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第8条から第11条までの規定及び第13条の規定中「市長」を「指定管理者」と読み替えて適用する。

（指定管理者が行う業務）

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の維持管理に関すること。
- (2) 施設等の利用に係る承認等に関すること。
- (3) 第7条の事業の実施に関すること。
- (4) その他施設等の管理上市長が必要があると認める業務

(利用料金の収受等)

第17条 市長は第15条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が別表第2及び別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(小松市観光施設条例の廃止)

2 小松市観光施設条例（昭和39年小松市条例第67号）は廃止する。

(小松市文化施設等における共通入館券の発行に関する条例の一部改正)

3 小松市文化施設等における共通入館券の発行に関する条例（平成23年小松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条中「小松市観光施設条例（昭和39年小松市条例第67号）第5条」を「「安宅の関」こまつ勸進帳の里条例（令和2年小松市条例第 号）第9条」に改める。

別表第1（第8条関係）

開館時間	午前9時から午後5時まで
休館日	(1) 水曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

別表第2（第9条関係）

区分	使用料
----	-----

	個人	団体
大人	300円	250円
高校生以下	150円	100円

備考

- 1 「大人」とは、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者のうち、「高校生」（高等学校、高等専門学校及び専修学校に在学する生徒並びにこれらに準じる者をいう。）以外の者をいう。
- 2 「高校生以下」とは、3歳以上の者で、「大人」以外の者をいう。
- 3 「団体」とは、代表者又は責任者を有する20人以上の集まりをいう。

別表第3（第10条、第11条関係）

区分		使用料（1時間当たり）
安宅テラス	営利を目的とした催し物， 営業の宣伝等の目的をもって使用する場合	2,000円
屋外デッキ		

備考

- 1 使用時間が1時間未満であるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 使用時間が1時間を超える場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間が30分以上であるときはこれを1時間に切り上げ、30分未満であるときはこれを切り捨てる。

議案第20号

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例について

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める 条例の一部を改正する条例

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成21年小松市条例第48号）の一部を次のように改正する。

本則中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、本則に1号として次の1号を加える。

- (1) 博物館の設置、管理及び廃止に関すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第21号

小松市立博物館・美術館設置条例について

小松市立博物館・美術館設置条例を次のように制定する。

小松市立博物館・美術館設置条例

わたしたちのまち小松には、霊峰白山と日本海に育まれた自然，そして太古の昔から先人の長い営みの中で培われてきた豊かな文化があります。

また，小松を愛し，郷土の人々のためにと貴重なコレクションが贈られ，それをもとに博物館・美術館が作られ長い歴史を重ねてきました。しかし今，急速な時代の変化とグローバル化の中で，地域の資産を総合的に見直し，その価値を広く世界に発信することが求められています。小松市立博物館及び美術館は，連携して，小松の歴史文化や美術芸術，自然を守り，活用し，新たな魅力や価値を見だし，市民とともにふるさと小松を未来に継承してゆくために本条例を定めます。

（設置）

第1条 歴史，芸術，民俗，産業，自然科学分野に関する資料（以下「博物館・美術館資料」という。）を収集し，保管し，展示して教育的配慮の下に人人の利用に供し，その教養，調査研究，レクリエーション等に資するために必要な事業を行い，あわせて博物館・美術館資料に関する調査研究を行うため，博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する博物館として，小松市立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）を設置する。

（施設の構成）

第2条 博物館・美術館は次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 博物館施設
- (2) 美術館施設
- (施設等の設置)

第3条 博物館・美術館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

分類	名称	位置
博物館施設	小松市立博物館	小松市丸の内公園町19番地
	石川県立尾小屋鉱山資料館	小松市尾小屋町カ1番地1
美術館施設	小松市立本陣記念美術館	小松市丸の内公園町19番地
	小松市立宮本三郎美術館	小松市小馬出町5番地

- 2 小松市立博物館に、次のとおり分館を設置する。

名称	位置
錦窯展示館	小松市大文字町95番地1
美術品収蔵館	小松市丸の内公園町19番地

- 3 小松市立宮本三郎美術館に、次のとおり分館を設置する。

名称 宮本三郎ふるさと館
位置 小松市松崎町16番地1

- 4 石川県立尾小屋鉱山資料館に、次のとおり附属施設を設置する。

名称 尾小屋マインロード
位置 小松市尾小屋町阿手坂77番地

(事業)

第4条 博物館・美術館（分館を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 博物館・美術館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館・美術館資料の利用に関すること。
- (3) 博物館・美術館の施設の利用に関すること。
- (4) 博物館・美術館資料の調査研究に関すること。
- (5) 博物館・美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。

- (6) 博物館・美術館資料についての講演会，講習会，映写会，研究会等の開催に関すること。
- (7) 他の博物館等との相互協力に関すること。
- (8) 教育，学術又は文化に関する施設への協力及びその活動支援に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか，博物館・美術館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(開館時間及び休館日)

第5条 博物館・美術館の開館時間は午前9時から午後5時までとする。

- 2 博物館・美術館の休館日は別表第1に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定に関わらず，市長が特に必要があると認めるときは，臨時に開館時間及び休館日を変更することができる。この場合において，市長は，その旨を掲示その他の方法で周知するものとする。

(入館料)

第6条 博物館・美術館は，法第23条ただし書の規定により，別表第2に定める額の範囲内で入館料を徴収する。ただし，平常展においては高校生以下の者からは，入館料を徴収しない。

- 2 市長は，特に必要があると認めるときは，入館料を減免することができる。

(職員)

第7条 博物館・美術館に，館長，専門的職員（学芸員及び学芸員補）及び事務職員を置く。

- 2 館長及び専門的職員は，法に定める職務を行う。
- 3 事務職員は，館長の命を受け，事務に従事する。
- 4 分館に，必要な職員を置く。

(博物館・美術館協議会)

第8条 博物館・美術館の運営に関して，専門的立場から評価や意見を述べる機関として，博物館・美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は，教育関係者及び学識経験を有

する者の中から市長が委嘱する。

3 前項の委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任されることができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、博物館・美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(小松市立博物館設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

小松市立博物館設置条例（昭和32年小松市条例第28号）

尾小屋鉦山資料館条例（昭和59年小松市条例第23号）

小松市立錦窯展示館条例（平成11年小松市条例第22号）

小松市立宮本三郎美術館条例（平成12年小松市条例第59号）

(特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正)

3 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「博物館協議会委員」を「博物館・美術館協議会委員」に改める。

4 小松市文化財保護条例（昭和36年小松市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条中「小松市立博物館協議会」を「博物館・美術館協議会」に改める。

5 小松市文化施設等における共通入館券の発行に関する条例（平成23年小松

市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号及び第8号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第3条中「及び小松市教育委員会」を削る。

第6条中「小松市立博物館設置条例(昭和32年小松市条例第28号)第6条」を「小松市立博物館・美術館設置条例(令和2年小松市条例第 号)第6条」に改め、「、尾小屋鉱山資料館条例(昭和59年小松市条例第23号)第4条、小松市立錦窯展示館条例(平成11年小松市条例第22号)第4条、小松市立宮本三郎美術館条例(平成12年小松市条例第59号)第6条」を削る。

別表第1(第5条関係)

施 設 名	休 館 日
小松市立博物館, 錦窯展示館	(1) 水曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは, その翌日) (2) 休日の翌日(前号に定める場合を除く。) (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
石川県立尾小屋鉱山資料館	(1) 水曜日(この日が休日に当たるときは, その翌日) (2) 休日の翌日(前号に定める場合を除く。) (3) 12月1日から翌年3月24日までの日
小松市立本陣記念美術館, 小松市立宮本三郎美術館, 宮本三郎ふるさと館	(1) 月曜日(この日が休日に当たるときは, その翌日) (2) 休日の翌日(前号に定める場合を除く。) (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

別表第2(第6条関係)

施 設 名	区 分		入館料(1人1回)
小松市立博物館,	平常展	個人	300 円

錦窯展示館，小松市立本陣記念美術館，小松市立宮本三郎美術館		団体	250 円
石川県立尾小屋鉦山資料館	平常展	個人	500 円
		団体	400 円
第 3 条に規定する全ての施設	特別展	個人又は団体	1,000 円以内でその都度市長が定める。

備考

「団体」とは，代表者又は責任者を有する20人以上の集まりをいう。

議案第22号

小松市生涯学習センター条例の一部を 改正する条例について

小松市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

小松市生涯学習センター条例（平成14年小松市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表2を次のように改める。

別表2（第9条関係）

名称	単位	使用区分及び使用料の額		
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から午 後5時まで)	夜間 (午後6時から午 後10時まで)
小松市芦城セ ンター	1 部屋	200円	200円	200円
小松市第一地 区コミュニテ ィセンター	1 部屋	200円	200円	200円

備考

- 1 施設の使用時間が、午前、午後及び夜間の時間に満たない場合の使用料は、当該午前、午後及び夜間の使用料とする。
- 2 使用区分を連続して使用するときの使用料は、それぞれの使用区分の使用料を加算して得た額とする。
- 3 使用者が、参加料、受講料その他これに類する金額を1人当たり1回

1,000円以上又は月額3,000円以上徴収して施設を使用する場合は、上表の使用料の額を1,000円とする。

4 各施設の区分は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の小松市生涯学習センター条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第23号

せせらぎの郷条例の一部を改正する条例について

せせらぎの郷条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

せせらぎの郷条例の一部を改正する条例

せせらぎの郷条例（平成12年小松市条例第53号）の一部を次のように改める。
別表中

「

せせらぎ館	浴場棟	大人（中学生以上）	1回	370	
-------	-----	-----------	----	-----	--

」を

「

せせらぎ館	浴場棟	大人（中学生以上）	1回	400	
-------	-----	-----------	----	-----	--

」に、

「

屋外施設	グラウンド	中学生以上	1ラウンド・1人	300	
------	-------	-------	----------	-----	--

」を

「

屋外施設	グラウンド		貸切（半日）	1,000	
------	-------	--	--------	-------	--

」に
改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後のせせらぎの郷条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第24号

小松市営住宅条例の一部を改正する条例について

小松市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市営住宅条例の一部を改正する条例

小松市営住宅条例（平成9年小松市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「第3項若しくは第4項」を「第4項若しくは第5項」に改める。

第17条第4号及び第33条第4項第4号中「その他各号」を「その他前各号」に改める。

第43条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附則第4項中「改正前の小松市営住宅条例（以下「旧条例」という。）」を「旧条例」に改める。

別表中

本町住宅	小松市本町一丁目及び本町二丁目
安宅町第2住宅	小松市安宅町

」を

安宅町第2住宅	小松市安宅町
---------	--------

」に

改め、

「（市 単）

建設年度	名称	構造	住宅番号	備考
昭和9年度	本町住宅	木造2階	24, 30	

」を

削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の小松市営住宅条例第43条第 3 項に規定する利息については、なお従前の例による。

議案第25号

小松市監査委員条例の一部を改正する 条例について

小松市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市監査委員条例の一部を改正する条例

小松市監査委員条例（昭和39年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第12項後段」を「第14項後段及び第15項後段」に，「通知に係る事項」を「措置の内容」に改める。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

議案第26号

小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小松市特別職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- 44 この条例にかかる市長の給料月額は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。
- 45 この条例にかかる副市長の給料月額は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。
- 46 この条例にかかる教育長の給料月額は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。
- 47 前3項の規定は、小松市特別職の職員の退職手当に関する条例に規定する退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第27号

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年小松市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(27) 分娩業務に従事する職員の特殊勤務手当

(28) 訪問看護業務に従事する職員の特殊勤務手当

第6条第1項第2号中「市長の定める職員」の次に「（以下「市長の定める職員」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 市長の定める職員のうち看護師等が、前号の業務に従事するための待機業務に従事したとき。

第14条の20の次に次の2条を加える。

（分娩業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第14条の21 分娩業務に従事する職員の特殊勤務手当は、病院に勤務し、分娩業務に従事する医師に支給する。

2 前項の手当の額は、分娩1件につき10,000円の範囲内で市長が定める。

（訪問看護業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第14条の22 訪問看護業務に従事する職員の特殊勤務手当は、市長の定める職員のうち看護師等が、訪問看護業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき4,000円の範囲内で市長が定める。

第15条第2項中「支給するもの」の次に「（前条に規定する訪問看護業務に従事する職員の特殊勤務手当を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（市長への委任）

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第28号

議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第29号

小松市手数料条例の一部を改正する条例について

小松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第78号の7ア中「次に」を「住戸及び住宅用途に供する共用の廊下，階段その他共用の部分（以下この号及び第78号の10において「共用部分」という。）を評価する場合にあっては，次に」に，「とする。この」を「とし，住戸のみを評価する場合にあっては，第78号の6アに定める金額とする。これらの」に，「第78号の6」を「同号」に改め，同号アの表中「住宅の用途に供する共用の廊下，階段その他共用の部分（以下この号及び第78号の10において「共用部分」という。）」を「共用部分」に改め，同号イ中「次に」を「住戸及び共用部分の評価する場合にあっては，次に」に，「とする。この」を「とし，住戸のみを評価する場合にあっては，同号イに定める金額とする。これらの」に，「第78号の6」を「同号」に改める。

別表第78号の10ア中「次に」を「住戸及び共用部分の評価する場合にあっては，次に」に，「とする。この」を「とし，住戸のみを評価する場合にあっては，同号アに定める金額とする。これらの」に，「第78号の9」を「同号」に改め，同号イ中「次に」を「住戸及び共用部分の評価する場合にあっては次に」に，「とする。この」を「とし，住戸のみを評価する場合にあっては，同号イに定める金額とする。これらの」に，「第78号の9」を「同号」に改める。

別表第78号の12各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、法第35条第1項の規定による認定を受けた第78号の14に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。）以下この号から第78号の22に同じ。）に係る手数料の金額は、ア及びイの規定にかかわらず、当該他の建築物のエネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じ、第78号の15イに定める金額とする。

別表第78号の12の表中「床面積の合計」を「床面積」に改める。

別表第78号の13各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、法第36条第1項に規定する認定を受けた第78号の14に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係る手数料の金額は、ア及びイの規定にかかわらず、当該他の建築物のエネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じ第78号の18に定める金額とする。

別表第78号の13の表中「床面積の合計」を「床面積」に改める。

別表第78号の14各号列記以外の部分ただし書中「当該認定」の前に「手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の欄に掲げる金額の合計金額とし、」を加え、「金額を加算する。」の次に「（以下この号から第78号の19において同じ。）」を加え、同号の表中「床面積の合計」を「床面積」に改める。

別表第78号の15各号列記以外の部分中ただし書を削り、同号の表中「床面積の合計」を「床面積」に改める。

別表第78号の16各号列記以外の部分中ただし書を削る。

別表第78号の17各号列記以外の部分中ただし書を削り、同号の表中「床面積の合計」を「床面積」に改める。

別表第78号の18各号列記以外の部分中ただし書を削り、同号の表中「床面積の合計」を「床面積」に改める。

別表第78号の19各号列記以外の部分中ただし書を削る。

別表第78号の20各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の欄に掲げる金額の合計金額とする。

別表第78号の20ア(7)の表中「床面積の合計」を「床面積」に改め、同号ア(4)中「イ(2)及びロ(2)」を「イ(2)、ロ(2)、イ(3)及びロ(3)」に改め、同号ア(4)及びイの表中「床面積の合計」を「床面積」に改める。

別表第78号の21の表中「床面積の合計」を「床面積」に改める。

第2条 小松市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第78号の14各号列記以外の部分中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に改め、同号ア中「法第30条第1項各号」を「法第35条第1項各号」に改める。

別表第78号の17各号列記以外の部分中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。

別表第78号の20各号列記以外の部分中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号ア中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第30号

小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

小松市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和52年小松市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項中「記載」の次に「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

第6条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例（昭和31年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第21条各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第32号

小松市介護保険条例及び小松市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

小松市介護保険条例及び小松市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市介護保険条例及び小松市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(小松市介護保険条例の一部改正)

第1条 小松市介護保険条例（平成12年小松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、「第1号被保険者」の次に「（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1項の第1号被保険者をいう。以下同じ。）」を加え、同項第6号中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改め、「要保護者」の次に「（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項から同条第4項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 第1期 7月1日から同月31日まで
- (2) 第2期 8月1日から同月31日まで
- (3) 第3期 9月1日から同月30日まで
- (4) 第4期 10月1日から同月31日まで
- (5) 第5期 11月1日から同月30日まで

- (6) 第6期 12月1日から同月25日まで
- (7) 第7期 翌年1月1日から同月31日まで
- (8) 第8期 翌年2月1日から同月末日まで
- (9) 第9期 翌年3月1日から同月31日まで

第4条第2項中「又は連帯納付義務者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第8条において同じ。）」を削る。

第5条第3項中「令第38条第1項第1号イ（同号）」を「令第39条第1項第1号イ（同号イ）」に、「(1)」を「同号イ(1)」に、「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「若しくは第5号ロ又は第3条第1項第6号イ，第7号イ，第8号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ若しくは第12号イ」に，「令第38条第1項第1号から第5号まで」を「令第39条第1項第1号から第5号まで又は第3条第1項第6号イ，第7号イ，第8号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ若しくは第12号イ」に改め，同条第4項中「1円未満」を「100円未満」に改める。

第6条及び第7条を削り，第5条の2を第6条とする。

第8条中「又は連帯納付義務者」を削り，同条を第7条とする。

第9条を第8条とし，第10条を第9条とし，第11条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

（小松市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 小松市後期高齢者医療に関する条例（平成20年小松市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 第1期 7月1日から同月31日まで
- (2) 第2期 8月1日から同月31日まで
- (3) 第3期 9月1日から同月30日まで
- (4) 第4期 10月1日から同月31日まで
- (5) 第5期 11月1日から同月30日まで

- (6) 第6期 12月1日から同月25日まで
- (7) 第7期 翌年1月1日から同月31日まで
- (8) 第8期 翌年2月1日から同月末日まで
- (9) 第9期 翌年3月1日から同月31日まで

第4条第4項中「暫定賦課に係る納期終了後の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の小松市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和2年度前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の小松市後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和2年度前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 第1条の規定による改正後の小松市介護保険条例の施行及び第2条の規定による改正後の小松市後期高齢者医療に関する条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第33号

小松市病院事業の設置並びに管理条例
の一部を改正する条例について

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正
する条例

小松市病院事業の設置並びに管理条例（昭和41年小松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 5 前項に規定するもののほか、病院事業の附帯事業として次の各号に掲げる訪問看護を実施するため、国民健康保険小松市民病院に訪問看護ステーションを置く。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護
 - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する訪問看護
 - (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護

別表第1に次のように加える。

訪問看護に係るその他の使用料	健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する訪問看護	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第13条第2項の規定により、市長が別に定める額
	介護保険法に規定する訪問	指定居宅サービス等の事業の

	看護及び介護予防訪問看護	人員，設備及び運営に関する 基準（平成11年厚生省令第37 号）第66条第2項及び第3項 の規定により，市長が別に定 める額
--	--------------	--

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

議案第34号

財産の出資について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により，次のとおり財産を出資することについて，議会の議決を求める。

1 出資の目的

公立大学法人公立小松大学として使用するため

2 出資する財産の表示

建物

所在地	名称	構造	延床面積 (単位：㎡)	備考
小松市向本折 町へ14番地1 ，14番地4	渡り廊下	鉄骨造	143.70	
小松市向本折 町ト48番地， 63番地 小松市向本折 町へ14番地1 ，14番地3	校舎	鉄筋コンクリー ト・鉄骨造陸屋 根2階建	1,948.20	
計			2,091.90	

3 出資する財産の評価額

建物 692,290,000 円

4 出資の相手方

公立大学法人公立小松大学

議案第35号

公立大学法人公立小松大学定款の変更 について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、平成29年第3回小松市議会定例会において議決された議決第79号「公立大学法人公立小松大学定款の制定について」のうち、その一部を次のように変更する。

第8条第3号中「4人以内」を「5人以内」に改める。

附則第5項から第17項までを削る。

別表2 建物の表中

「

小松市向本折町へ14番地1	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	2,548.54	
計			11,812.00	

」を

「

小松市向本折町へ14番地1	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	2,548.54	
小松市向本折町へ14番地1、14番地4	渡り廊下	鉄骨造	143.70	
小松市向本折町ト48番地、63番地 小松市向本折町へ14番地1、14番地3	校舎	鉄筋コンクリート・鉄骨造 陸屋根2階建	1,948.20	
計			13,903.90	

」に

改める。

附 則

この定款の変更は、令和２年４月１日から施行する。

議案第36号

南加賀広域圏事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により，南加賀広域圏事務組合の共同処理する事務を変更し，組合規約を次のとおり変更する。

南加賀広域圏事務組合規約の一部を変更する規約

南加賀広域圏事務組合規約（昭和53年南加賀広域圏事務組合規約第1号）の一部を次のように変更する。

第3条に次の1号を加える。

(4) 獣肉処理加工施設の管理運営に関する事務

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

	事務費	市場建設費 及び市場管 理運営費	休日夜間急 患センター 建設事業費	休日夜間急 患センター 管理運営費	獣肉処理加 工施設管理 運営費
小松市	人口割	84.0%	人口割	利用者割	搬入頭数割
加賀市		13.1%			
能美市		2.8%			
川北町		0.1%			

附記

- 1 事務費は，一般組合事務費とする。
- 2 人口割は，官報で公表された最近の国勢調査の結果による当該市町の人口割合とする。

3 利用者割は、前々年11月1日から前年10月31日までの当該市町の延患者数の割合とする。ただし、実績がでるまでの間は、別に定める。

4 搬入頭数割は、前々年11月1日から前年10月31日までの当該市町の延搬入頭数の割合とする。ただし、実績がでるまでの間は、別に定める。

附 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。

議案第37号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、令和元年第3回小松市議会定例会において議決された議決第56号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」のうち、その一部を次のように変更する。

旧大杉谷村・旧新丸村・旧西尾村辺地に係る総合整備計画を次のように改める。

総 合 整 備 計 画 書

石川県小松市旧大杉谷村・旧新丸村・旧西尾村辺地

(辺地の人口 272人 面積 172.70km²)

1 辺地の状況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

赤瀬町，池城町，岩上町，大杉町，尾小屋町，小原町，観音下町，新保町，津江町，西俣町，波佐羅町ト，波佐羅町ヌ，花立町，松岡町，丸山町，光谷町

(2) 地域の中心の位置

波佐羅町ト52番地

(3) 辺地度点数 159点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

市中心部から約20kmに位置する当地域の利便性の向上のため，道路橋りょう及び林道を整備する。また，豊かな自然環境を活用した観光レクリエーション施設や社会教育施設を整備し，当地域の活性化を図る。さらに，下水処理のための施設及び安全で安定した飲料水を供給するための施設を整備する。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位千円)

施 設 名	事 業 主 体	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 橋 り ょ う	小松市	14,000	7,700	6,300	6,300
林 道	石川県	125,000		125,000	125,000

林 道	小松市	250,000	159,200	90,800	90,800
社 会 教 育 施 設	小松市	200,000		200,000	200,000
観 光 レ ク リ エーション施設	小松市	1,275,000	400,000	875,000	875,000
飲用水供給施設	小松市	130,000	65,000	65,000	65,000
下 水 処 理 施 設	小松市	14,000	7,000	7,000	7,000
計		2,008,000	638,900	1,369,100	1,369,100

議案第38号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
小松市芦城センター	小松市末広町72番地	公益財団法人小松市まちづくり市民財団	令和2年6月1日から 令和5年3月31日まで

（提案理由）

令和元年第5回市議会定例会に、当初「議案第75号 指定管理者の指定について」として提案した上記施設について、市議会の意見及びその後の地域との協議結果を踏まえ、新たな指定管理者を選定したので、本議案を提出するものである。

議案第39号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、下記の市道を廃止する。

記

整理 番号	路線名	起 終 点 点	延長	幅員	主要な 経過地
金野 18-006	出村西尾線	金平町赤坂22番地先 沢町ツ1番1地先	メートル 416.8	メートル 2.1～6.6	

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，次の事項につき専決処分したので，同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第 2 号 小松市立児童館条例の一部を改正する条例

専決第 3 号 小松市監査委員条例等の一部を改正する条例

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，議会の議決により指定された市長の専決処分事項について，次のとおり専決処分する。

令和元年12月24日

小 松 市 長 和田 慎司

小松市立児童館条例の一部を改正する条例

小松市立児童館条例の一部を改正する 条例

小松市立児童館条例（昭和55年小松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，議会の議決により指定された市長の専決処分事項について，次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 10 日

小 松 市 長 和田 慎司

小松市監査委員条例等の一部を改正する条例

小松市監査委員条例等の一部を改正する条例

(小松市監査委員条例の一部改正)

第1条 小松市監査委員条例（昭和39年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

(小松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 小松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小松市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

(小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部改正)

第3条 小松市病院事業の設置並びに管理条例（昭和41年小松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。